



利尻富士町立学校における働き方改革

アクション・プランⅢ

2024(令和6)年3月改定

利尻富士町教育委員会

はじめに

利尻富士町教育委員会では、2018（平成30）年6月に「利尻富士町立学校における働き方改革 アクション・プラン」を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を推進してきた。

具体的には、専門スタッフの配置、校務支援システムの導入、部活動休養日の実施、定時退勤日・学校閉庁日の設定、出退勤管理システムの導入、留守番電話の導入等、積極的に取組を進めた。その結果、2022（令和4）年度の時間外在校等時間は、小学校34.5時間、中学校45.7時間となっている。

今回改定する「アクション・プランⅢ」は、今年度策定中の「北海道アクション・プラン（第3期）」や「利尻富士町学校教育推進計画（2024年度～2028年度）」などに沿って、取り組むべき課題や事項を検証し整理したものである。

今後においても、学校・家庭・地域・行政が連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に集中し専念できる環境整備に努めていく所存である。

1 アクション・プランの性格

- ・本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が校長会等と協議しながら策定し、学校の取組を促すものである。
- ・本プランについては、今後の国及び北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行なう。

2 取組の目的

学校における働き方改革の目的は、「教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」であり、決して教職員が楽をするためのものではない。

教職員一人一人が業務改善を積極的に行い、生み出した時間を子どもの指導や教材研究、研修に当て、教職員としての人間性や創造性、資質・能力の向上に努めていく必要がある。

3 アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組に対し、成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定する。

【目 標】

教職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)

【目指す姿】

教職員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

【期 間】

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間。

なお、各項目のタイトルに、**重点**を付した取組については、北海道のアクション・プラン（第3期）において、重点的に実施されるものである。

4 教育委員会及び学校の役割

この目標を達成するため、教育委員会は、教職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、その進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。また毎年度、働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備を行なうとともに教員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、業務等の状況について事後的に検証を行う。

学校においては、校長が、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。さらに、アクション・プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、「Road」や国の「働き方改革事例集」等を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

Action 1. 校務の効率化と役割分担の推進

1-1. ICTを積極的に活用した業務等の推進

重点

タブレットやAI教材（キュビナ）、デジタル教科書など、ICTを活用した授業準備等の支援の充実に努める。校務支援システム（C4th）の活用による校務の効率化を図る。

学校においては、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、保護者等との連絡手段をデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進める。

1-2. 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

重点

鴛泊地区・鬼脇地区に設置された学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を核とした「地域とともにある学校づくり」を推進するため、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」を積極的に活用する。

保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、働き方改革の各種取組について、積極的な広報及び情報提供を行う。また、学校便りやホームページで公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知する。お互いのコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進める。



図工授業における絵画指導支援（鴛泊小） 柔道授業における指導支援（鴛泊・鬼脇中合同）

1-3. 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

各学校の課題に応じた特別支援教育支援員などのスタッフの配置に努める。2023（令和5）年度の実績では、各学校に1～2名の支援員を配置している。

Action 2. 部活動指導にかかわる負担の軽減

2-1. 部活動休養日等の完全実施

重点

生徒や担当教職員の健康・安全はもとより、ケガの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する観点から、以下のとおり全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進める。

方針（概要）

①部活動休養日の実施

- ・ 週当たり2日以上（平日1日・土日（週末）1日以上）
- ・ 土日や祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・ 学校閉庁日

②部活動の活動時間

- ・ 平日2時間程度
- ・ 土日、祝日及び長期休業期間中3時間程度

2-2. 複数顧問体制、部活動・外部指導員の配置の推進

一人の教職員に過度の負担がかからないよう、複数顧問の配置に努める。

部活動の充実と技術指導面や精神面における教員の負担軽減を図るため、部活動指導員や外部指導員の配置等の体制づくりに努める。

2-3. 部活動の地域移行に向けた検討と取組の推進

国における「運動部活動の地域移行に関する検討会議（スポーツ庁）」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議（文化庁）」の提言等を踏まえ、本町の生徒にとって望ましい部活動のあり方や地域移行等について検討を行うため、今年度「利尻富士町部活動地域移行検討協議会」を設置した。

地域の団体や指導者、学校を交えて、休日の部活動を段階的に地域移行することを基本とし、試行的な取組も加味しながら、実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。



Action 3. 学校運営体制の見直しなどによる改善

3-1. 調査業務の見直しと教頭の業務縮減

重点

「学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務負担の解消に向けた取組を進める」という道教委の方針に沿って、学校対象の調査業務（メール）については、町教委において内容を精査し、その重要度や調査期限などによって周知方法を見直すなど、要否を判断しながら学校へ周知している（サイボウズによるメッセージを活用）。

なお、調査の必要性や手法の妥当性については、道教委との協議も含め見直しを進める。

3-2. 学校行事の精選・重点化と適切な教育課程の編成・実施

道教委と情報共有を行ないながら、標準授業時数を大きく上回った（小・中学校等は年間1086単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

学校行事については、小中一貫教育の仕組みをフルに活用したうえで、準備や運営体制などチーム（教職員、児童・生徒会等）で取り組むとともに、町として必要な支援を行なう。地域の実情に応じた精選や見直しを進めながらも、より効果的で充実した学校行事となるよう保護者や地域との共通理解を図ることが不可欠である。



Action 4. 意識の変容を促す取組

4-1. 働き方改革の意識を高める取組の推進

重点

これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介し、学校の管理職の意識改革を一層進める。

働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させることの重要性を指導する。校長・教頭は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図る。

4-2. ワークライフバランスを意識した働き方改革の推進

学校では、職員がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう月2回以上の「定時退勤日」の実施に努める。

4-3. 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

教職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整備（15日以上年次有給休暇の取得促進）することで、心身の健康を保持するため「学校閉庁日」を設定している。

令和5年度実績 【夏季休業期間（7月25日～8月17日）】

鴛泊小14日間、鴛泊中7日間、利尻小・鬼脇中6日間

【冬季休業期間（12月23日～1月17日）】

鴛泊小・鴛泊中11日間、利尻小・鬼脇中8日間

なお、服務上の取り扱いとしては次のとおりである。

ア 年末年始の休暇を除き勤務を要する日であるため、年次有給休暇や特別休暇の取得、週休日の振替等により対応すること。

イ ただし、年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないよう留意すること。

ウ 年次有給休暇等の希望をしない職員等が出勤する場合、玄関の開錠、施錠は出勤する職員が行うこととし、そのために管理職員が出勤することがないようにすること。

4-4. 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

校務支援システムと連動した「出退勤管理システム」を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録している。また教育委員会では、町ホームページにおいて教職員の在校等時間を定期的に公表している（右QRコード参照）。



さらに、定例の校長会議などにおいて、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促している。

校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行うことが求められている。

Action 5. 教育委員会による学校サポート体制の充実

5-1. メンタルヘルス対策の推進

重点

労働安全衛生管理体制の適切な整備や1年に1回のストレスチェックの実施をする。また、道のスクールカウンセラー派遣事業を活用しながら、町としてもメンタルヘルス対策を推進し、その充実を図る。

5-2. トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

学校のみでは解決が難しい課題への対応のため、学校運営を支援する体制を整備する。学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化する。

5-3. 勤務時間外における電話対応等の見直し

学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、留守番電話（音声ガイダンス）による対応について、2023（令和5）年3月より運用開始している。運用時間は、教職員の勤務時間外（午後4時35分～午前8時5分）を基本とし、土日祝日や振替休業日、学校閉庁日は終日としている。

欠席等の連絡については、朝の電話対応が混雑すること、保護者負担の観点からも、フォームや安心安全メールの活用を行なっている。